

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
東京国税局

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 276,925 人（前年対比 102.2%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 36,145 人（同 98.3%）で、その課税価格の総額は 5 兆 8,038 億円（同 97.3%）、申告税額の総額は 8,692 億円（同 93.8%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目	年分等	(注1)		対前年比	(参 考) 全国に占める割合	
		平成30年分	令和元年分			
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 271,066	人 276,925	% 102.2	% 20.1	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 13,472 36,782	人 外 13,373 36,145	% 外 99.3 98.3	% 外 41.1 31.4	
③	課税割合 (②/①)	% 13.6	% 13.1	ポイント ▲ 0.5		
④	相続税の納税者である相続人数	人 81,608	人 79,644	% 97.6	% 31.3	
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 6,620 59,673	億円 外 6,160 58,038	% 外 93.1 97.3	% 外 37.0 36.0	
⑥	税額	億円 9,262	億円 8,692	% 93.8	% 44.0	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り ⑧ 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 4,914 16,223	万円 外 4,606 16,057	% 外 93.7 99.0	
		税額 (⑥/②)	万円 2,518	万円 2,405	% 95.5	

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

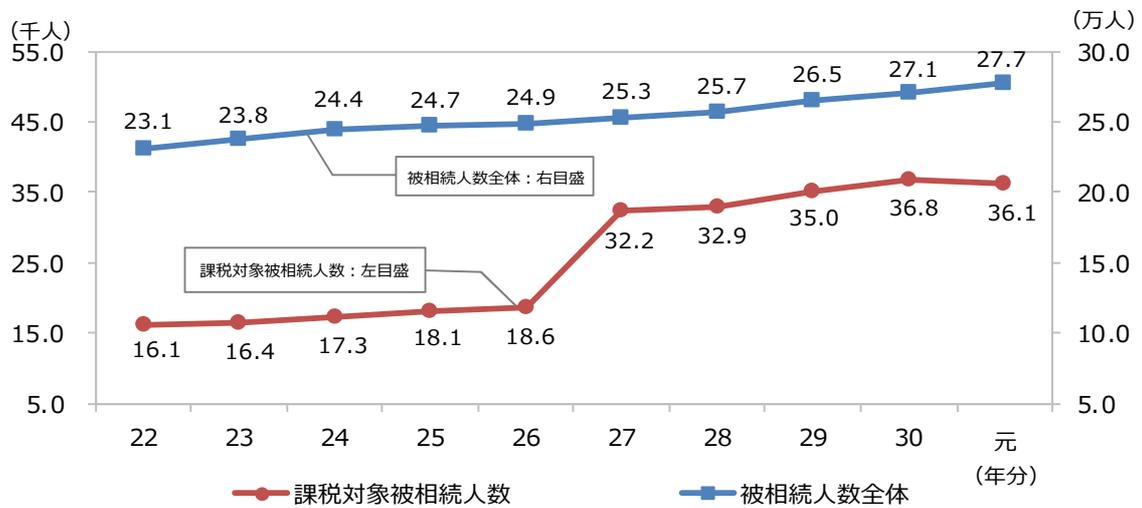
2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

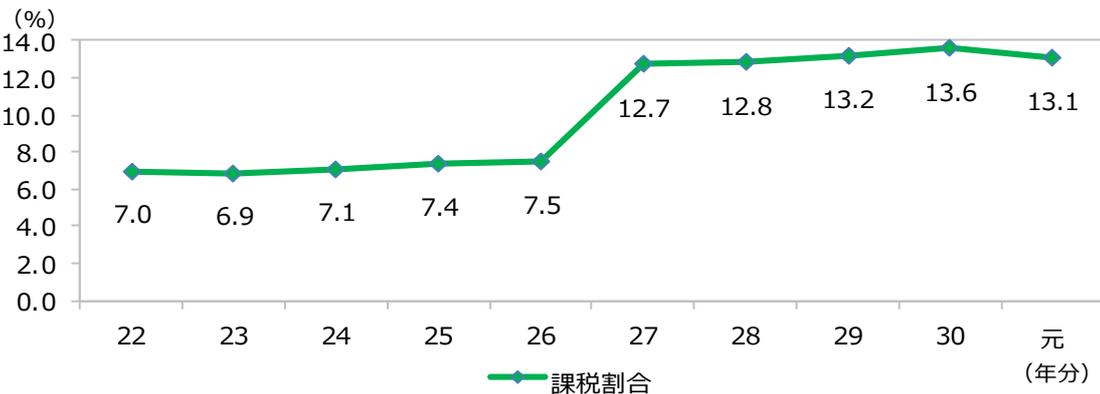
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

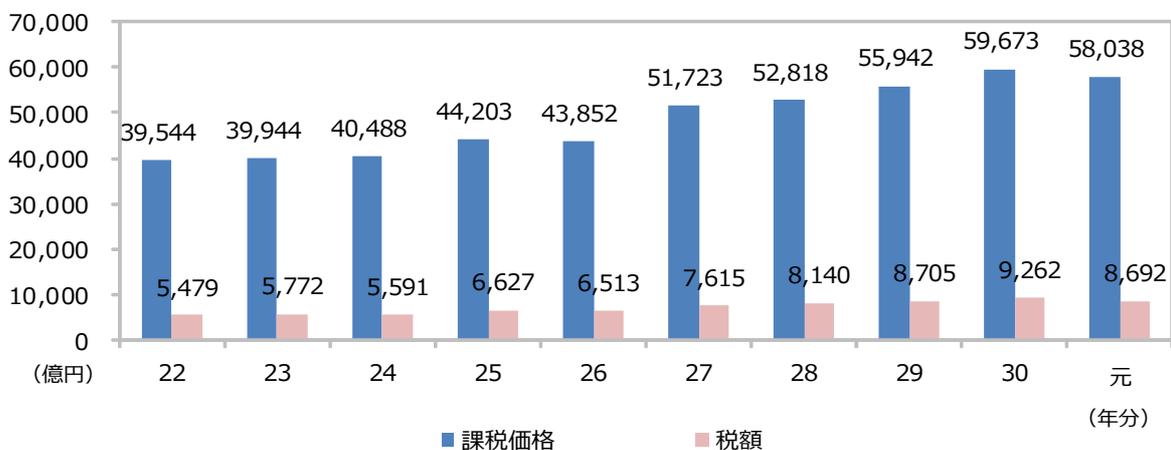
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

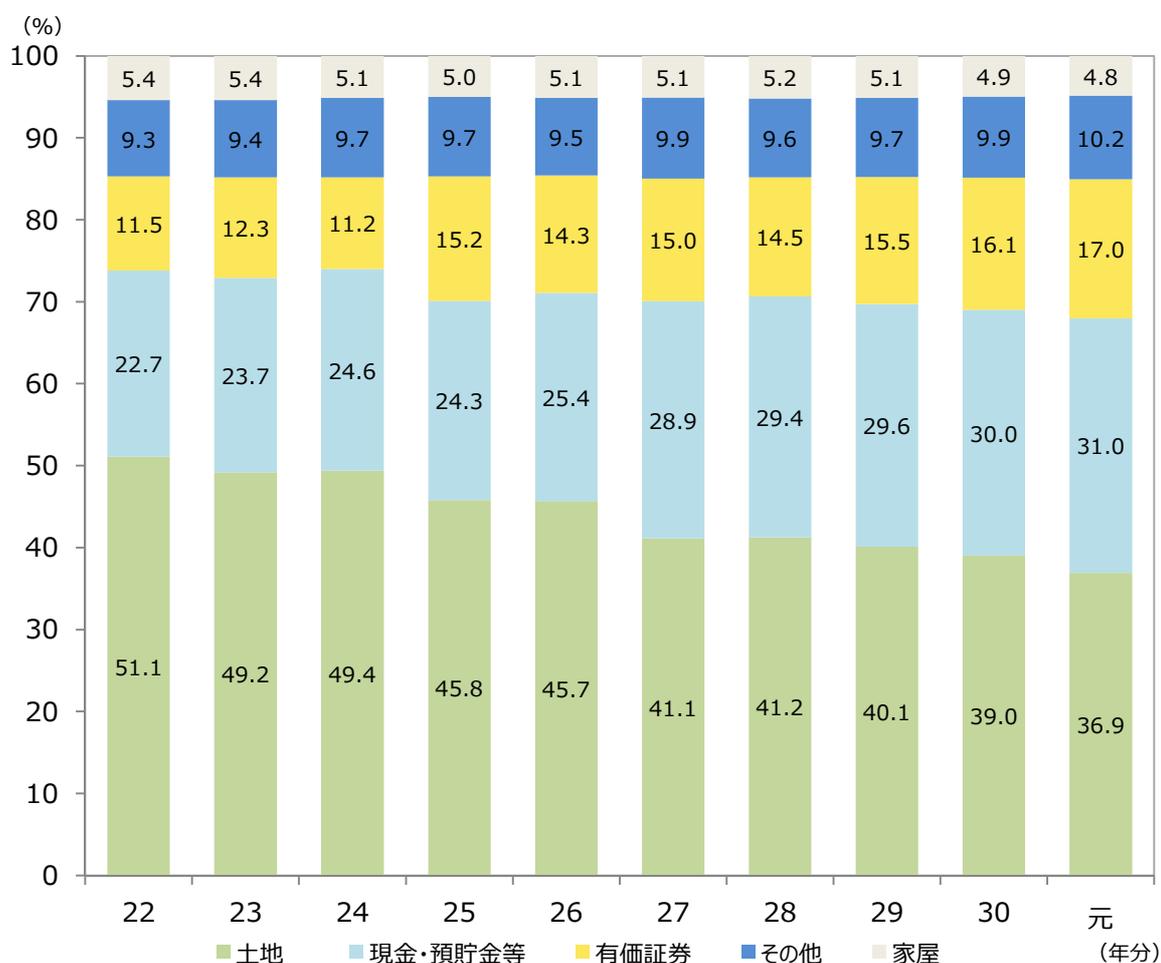
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年	22,427	2,350	5,029	9,940	4,131	43,877
23	21,719	2,398	5,430	10,457	4,115	44,119
24	22,042	2,260	4,986	10,975	4,385	44,648
25	22,108	2,407	7,355	11,709	4,680	48,259
26	21,939	2,454	6,866	12,179	4,556	47,994
27	23,160	2,853	8,430	16,281	5,571	56,295
28	23,658	2,985	8,334	16,875	5,523	57,375
29	24,391	3,106	9,430	17,984	5,876	60,787
30	25,111	3,185	10,374	19,325	6,374	64,369
令和元年	22,967	3,009	10,568	19,294	6,346	62,184

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
東京国税局
(千葉県)

令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は62,004人（前年対比104.1%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は5,276人（同99.7%）で、その課税価格の総額は6,550億43百万円（同95.8%）、申告税額の総額は734億96百万円（同91.4%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目	年分等	年分等		対前年比
		平成30年分 ^(注1)	令和元年分 ^(注1)	
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	人 59,561	人 62,004	% 104.1
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 1,588 5,291	人 外 1,586 5,276	% 外 99.9 99.7
③	課税割合 (②/①)	% 8.9	% 8.5	ポイント ▲ 0.4
④	相続税の納税者である相続人数	人 11,365	人 11,434	% 100.6
⑤	課税価格 ^(注3)	百万円 外 83,870 684,010	百万円 外 81,332 655,043	% 外 97.0 95.8
⑥	税額	百万円 80,396	百万円 73,496	% 91.4
⑦	1 被相続人 相 当 た り 人	課税価格 ^(注3) (⑤/②) 万円 外 5,281 12,928	万円 外 5,128 12,416	% 外 97.1 96.0
⑧	税額 (⑥/②)	万円 1,519	万円 1,393	% 91.7

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
東京国税局
(東京都)

令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 120,870 人（前年対比 101.4%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 19,645 人（同 98.8%）で、その課税価格の総額は 3 兆 6,157 億 10 百万円（同 98.9%）、申告税額の総額は 5,952 億 78 百万円（同 93.4%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	平成30年分 ^(注1)	令和元年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	人	119,253	120,870	101.4%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 7,748	19,876	19,645	98.8%
③	課税割合 (②/①)	%	16.7	16.3	▲ 0.4ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	人	44,929	43,908	97.7%
⑤	課税価格 ^(注3)	百万円 外 340,730	3,654,927	3,615,710	98.9%
⑥	税額	百万円	637,517	595,278	93.4%
⑦	1 被相続人 当続	課税価格 ^(注3) (⑤/②)	万円 外 4,398	万円 外 4,443	外 101.0%
⑧	たり人	税額 (⑥/②)	万円	万円	%
			3,207	3,030	94.5

(注) 1 平成 30 年分は令和元年 10 月 31 日まで、令和元年分は令和 2 年 11 月 2 日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年 12 月 31 日に亡くなられた方についての申告期限は令和 2 年 11 月 2 日になる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
東京国税局
(神奈川県)

令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 83,968 人（前年対比 102.0%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 10,574 人（同 96.8%）で、その課税価格の総額は 1 兆 4,620 億 63 百万円（同 94.1%）、申告税額の総額は 1,946 億 58 百万円（同 96.4%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	平成30年分 ^(注1)	令和元年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数 ^(注2) （死亡者数）	人	82,336	83,968	102.0%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人	10,928 外 3,975	10,574 外 3,986	96.8% 外 100.3
③	課税割合 ^(注3) （②/①）	%	13.3	12.6	▲ 0.7ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	人	23,857	22,873	95.9%
⑤	課税価格 ^(注3)	百万円	1,553,377 外 227,683	1,462,063 外 186,336	94.1% 外 81.8
⑥	税額	百万円	201,969	194,658	96.4%
⑦	1 被相続人当たり	課税価格 ^(注3) （⑤/②）	14,215 外 5,728	13,827 外 4,675	97.3% 外 81.6
⑧	1 被相続人当たり	税額（⑥/②）	1,848	1,841	99.6%

(注) 1 平成 30 年分は令和元年 10 月 31 日まで、令和元年分は令和 2 年 11 月 2 日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年 12 月 31 日に亡くなられた方についての申告期限は令和 2 年 11 月 2 日になる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
東京国税局
(山梨県)

令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は10,083人（前年対比101.7%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は650人（同94.6%）で、その課税価格の総額は710億34百万円（同94.8%）、申告税額の総額は57億63百万円（同90.6%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	平成30年分 ^(注1)	令和元年分 ^(注1)	対前年比
①	被相続人数 ^(注2) (死亡者数)	人	9,916	10,083	101.7%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 161	687	650 外 179	94.6% 外 111.2
③	課税割合 (②/①)	%	6.9	6.4	▲ 0.5ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	人	1,457	1,429	98.1%
⑤	課税価格 ^(注3)	百万円 外 9,689	74,946	71,034 外 9,641	94.8% 外 99.5
⑥	税額	百万円	6,361	5,763	90.6%
⑦	1 被相続人 相 当 た り 人	課税価格 ^(注3) (⑤/②)	万円 外 6,018	万円 外 5,386	100.2% 外 89.5
⑧		税額 (⑥/②)	万円	万円	95.8%

(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。